

令和6年度

八郎潟農業水利事業

八郎潟地区再評価資料作成業務

特 別 仕 様 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和6年度八郎潟農業水利事業八郎潟地区再評価資料作成業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、八郎潟農業水利事業における令和7年度の事業再評価の実施に当たり、事業地区全域に係る社会情勢の変化について現状を把握、分析し、農業情勢調査等に必要な資料を作成するとともに、予備的検討に必要な資料の作成を行うものである。

(場所)

第1-3条 本業務において対象とする地区は、秋田県南秋田郡大潟村地内で別添位置図に示すとおりである。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-4条 1. 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2. 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間でないこと。

(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

○照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

○照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法について、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

第4-1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時は第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1-5条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
4. 業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第1-6条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(管理技術者)

第1－7条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画、農村環境
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2－1条 本業務では、次の図書を優先して適用するものとする。

なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改定)年月
1	農業農村整備事業計画作成便覧 (農業農村整備事業計画研究会 編)	(株) 地球社	平成15年8月
2	国営土地改良事業等再評価実施要領	農林水産省農村振興局長 ・生産局長通知	平成22年8月 (最終改正)

(貸与資料)

第2-2条 貸与資料は次のとおりである。

番号	貸 与 資 料	数量
1	国営八郎潟地区土地改良事業計画書	1部
2	大潟村農業振興地域整備計画書	1部
3	大潟村地域水田農業ビジョン（水田フル活用ビジョン）	1部
4	令和2年度 国営かんがい排水事業全体実施設計 八郎潟地区経済効果算定その他業務報告書	1部

(貸与資料の取扱い)

第2-3条 第2-2条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙-1「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	数量	備考
1. 資料の検討	1式	
2. 農業情勢等調書の作成	1式	
3. その他の情勢整理	1式	
4. 環境との調和への配慮の整理	1式	
5. 予備的検討資料の作成	1式	
6. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

1. 貸与資料の内容を十分把握し、本業務の作業を行うものとする。
2. 貸与資料や受注者が有する資料等を参考にする場合は、その出典を明示するものとする。
3. 引用する写真及び図面は、仕上がり時において読み取りが可能となるよう解像度に注意するものとする。
4. 引用する文献や写真等で著作権があるものについては権利者と十分調整するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者、担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
その他

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2. 業務確認会議出席に必要な経費については現行での初回打合せ経費に含まれている。

3. 業務確認会議において確認した事項については、業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(農業情勢等調書の作成、その他の情勢整理、
環境との調和への配慮の整理段階)

第3回 中間打合せ(予備的検討資料の作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

打合せは、原則として、WEB方式により実施するものとし、実施方法については、第1回打合せ前に監督職員に確認するものとする。なお、対面での打合せの必要がある場合は監督職員と協議するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業

務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は次のとおりとする。

提出先 〒010-0442

秋田県南秋田郡大潟村東1丁目1（旧秋田県農業研修センター2F）

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

1. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
2. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
3. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
4. 履行期間に変更が生じた場合
5. その他

第7章 業務管理

(業務管理)

第7-1条 情報共有システムの業務について、次によるものとする。

1. 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
2. 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
3. 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条 この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１ 「作業項目内訳表」

作 業 項 目	作 業 内 容	作業 実施欄
1. 資料の検討	貸与資料を基に本地区の再評価基礎資料作成の作業計画を樹立する。	○
2. 農業情勢等調書の作成		
2-1. 社会経済情勢の変化		
(1) 産業別就業人口の動向	産業別人口の動向について、国勢調査結果により整理する。	○
(2) 地域経済の動向	農業粗生産額、製造品出荷額、商品販売額の動向について、現計画策定時と現在（最新公表年から遡って5ヶ年平均）を農林水産統計年報、工業統計表、商業統計表により整理する。	○
(3) 農業の動向	農家、土地、主要作物、大家畜、動力機具、地域指定の動向について、農林業センサスにより整理する。	○
(4) 経営耕地面積規模別農家数及び耕地の分散状況	経営耕地面積規模別農家数、1戸当たり平均農用地面積及び耕地の分散状況について、農林業センサスにより整理する。	○
(5) 認定農業者数の推移	認定農業者数（経営体）及び認定農業数（法人）の推移について、農業経営改善計画の認定状況により整理する。	○
(6) 法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移	法人化の協業経営及び組織形態別集落営農数の推移について、農林業センサス及び集落営農実態検査等により整理する。	○
2-2. 費用対効果分析の基礎となる要因の変化		
(1) 営農計画	作付面積、単位面積当たり収量、作付率について、現計画に基づき現況と計画の作物毎に整理するとともに、各種振興計画から今後の作物振興の見直しについて整理する。	○
(2) 農業振興計画等の見直し状況	村、農協等の農業振興計画等の見直し状況について整理する。	○
(3) 農産物の動向	作付面積、農産物価格、労賃単価、単位面積当たり収量について、現計画策定時（5ヶ年平均）と現在（最新公表年から遡って5年分のデータ）を農林水産統計年報、農産物価統計により整理・対比し、変化の状況及び要因について分析する。	○
3. その他の情勢整理	地域指定の状況の有無、6次産業化の取組、輸出の取組等のその他の情勢を整理する。	○
4. 環境との調和への配慮の整理	環境との調和への配慮の内容について整理する。	○
5. 予備的検討資料の作成	再評価検討委員会に必要となる、再評価予備的検討結果（案）及び説明資料（案）（参考資料含む）を作成する。	○
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品について、点検、とりまとめ及び報告書作成を行う。	○

令和6年度 八郎潟農業水利事業 八郎潟地区再評価資料作成業務 位置図

